４　第一項の携帯移動地球局の無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzのものは、同項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　送信する電波の周波数は、通信の相手方である人工衛星局の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

二　人工衛星局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である人工衛星局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

三　搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、空中線端子において、任意の二・七MHz幅で（一）四八・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

四　空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。

五　送信空中線の絶対利得は、三デシベル以下であること。

［新設］

別表第一号（第５条関係）

周波数許容偏差の表

［表略］

［注１～57　略］

58　次に掲げる携帯移動地球局及び地球局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　第49条の23の７に規定する携帯移動地球局

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

ア　第49条の23の７第１項及び第３項に規定する携帯移動地球局の無線設備又は同条第１項及び第４項に規定する携帯移動地球局の無線設備のうち半複信方式のものであつて連続送信時間が64ミリ秒を超えるもの

$(0.2\times f\times 10^{-6}+15)$ Hz

イ　アに掲げる以外の無線設備

$(0.1\times f\times 10^{-6}+15)$ Hz

［⑵　略］

［59　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第79　略］

第80　第49条の23の７及び第49条の23の８に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

１　チャネル間隔が３MHzのもの　３MHz

２　チャネル間隔が５MHzのもの　５MHz

別表第一号（第５条関係）

周波数許容偏差の表

［表同左］

［注１～57　同左］

58　［同左］

⑴　第49条の23の７に規定する携帯移動地球局

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

$(0.1\times f\times 10^{-6}+15)$ Hz

［⑵　同左］

［59　同左］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第79　同左］

第80　第49条の23の７及び第49条の23の８に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、５MHzとする。

［新設］

［新設］